

S - PHONE サービス約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

株式会社 K E S A K A システム (以下「当社」といいます) は、この S-PHONE サービス約款を定め、これにより S-PHONE サービス (以下「本サービス」といいます) を提供します。

第2条 (適用の範囲)

本約款は、本サービス利用によるすべてに適用されるものとします。

第3条 (用語の定義)

この約款において次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

S-PHONE サービス	当社設置のサーバーより、k e s a k a - I D を FeliCa チップ対応携帯電話に向けて発行するサービスをいいます。
k e s a k a サービス取扱店	当社の提供するすべてのサービスに対し、契約その他の行為を当社に代わり行う契約店をいいます。
契約者	当社が指定する手続きによりこの約款を承諾の上、当社と本サービスの利用契約を締結している個人又は法人をいいます。
k e s a k a I D	FeliCa チップ対応携帯電話やカードを鍵として利用できるように、当社が設定する固有の識別符号をいいます。
ユーザー I D	契約者の確認のためにユーザー自身が設定する識別符号をいいます。
パスワード	契約者保護のため、ユーザー I D とともに、ユーザー自身が設定し、使用するパスワードをいいます。
携帯電話アプリ	携帯電話をプラットフォームとして機能する情報伝達ソフトウェアをいいます。
フェリカ (FeliCa)	ソニー株式会社が開発した非接触 I C カード技術方式をいいます。
FeliCa チップ 対応リーダ	本サービスを利用の際、解錠 / 施錠のために設置された FeliCa チップの情報を読み取るための装置をいいます。
携帯電話インターネット接続サービス	携帯電話パケット通信サービス及び携帯電話サービスにおける付加機能として提供する電気通信サービスをいいます。
セキュリティーサーバ	端末設備のひとつで設置された各端末設備の核となり、センターサーバへの通信を掌る装置をいいます。

第4条 (k e s a k a サービス取扱店)

当社は、本サービスの円滑な運営を行うために、k e s a k a サービス取扱店を設置いたします。

第5条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。但し、本約款の変更後の詳細については、当社Webサイト及びk e s a k aサービス取扱店に掲示する事により、契約者へ通知したものとします。

2 本約款変更後も契約者が利用契約を継続した場合、変更後の約款について同意したものとみなします。

第2章 サービス内容・種類等

第6条（サービスの内容及び種類）

当社が提供する本サービスの種類は次のものがあります。

鍵管理アプリのダウンロード

本サービスを受けるために鍵管理を行うソフトウェアを契約した FeliCa チップ対応携帯電話に契約者自らダウンロード（FeliCa チップにk e s a k a IDを書き込む）することをいいます。

マイデータ確認 / 変更

契約者登録済み情報の確認や変更を行うことをいいます。

パスワード変更

情報保護のために契約者自らパスワードの変更を行うことをいいます。

第3章 サービスの提供区域等

第7条（サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、本サービス契約携帯電話の携帯電話通信サービス会社それぞれの提供区域において提供します。ただし、提供区域内においても携帯電話の電波の状況により利用できない場合があります。

第4章 サービスの利用契約等

第8条（契約の単位）

本約款、第9条に定める契約できる者の条件を充足する一契約者ごとに本サービスの利用契約を締結します。

第9条（契約できる者の条件）

当社と本サービスの利用契約を締結できる者は、FeliCa チップ対応リーダの解錠 / 施錠のため FeliCa チップ対応携帯電話にk e s a k a - IDの付与を希望する個人又は法人

とします。

第10条（権利譲渡の禁止）

契約者は、本サービスを受ける権利を第三者に譲渡する事はできません。

第11条（契約申込の方法）

本サービス利用契約の申込をするときは、当社又はkesakaサービス取扱店に対し所定の書面による申請を要するものとします。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

第12条（契約申込の承諾）

当社は、本サービス利用契約の申込があった時は、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定に関わらず、次の場合には、本サービス利用契約の申込みを承諾しない場合があります。

本サービス利用申込者の所有する携帯電話が本サービス利用のできない携帯電話である場合。

本サービス利用契約の申込をした者が本サービスに係る料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合。

本サービス利用契約の申込をした者の所有する携帯電話が利用停止されている場合。本サービスに関する当社の業務遂行上著しい支障がある場合。

本サービス利用契約申込をしたものがその申込にあたり虚偽の内容を記載した契約書を提出した場合。

その他前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合。

- 3 前項のいずれかに該当し当社が直接的、間接的に損害を被った場合は、その損害の賠償を請求いたします。

第13条（kesaka ID）

kesaka-IDは、当社において決定します。

第14条（パスワードの管理）

契約者は、パスワードの管理責任を負うものとします。また、パスワードを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡もしくは売買してはならないものとする。

- 2 契約者は、パスワードを自己の希望するパスワードに変更する事ができるものとします。

第15条（本サービス用携帯電話の電話番号変更および機種変更）

本サービスを利用する携帯電話の電話番号が変更になる場合、登録されている k e s a k a - I D は継承されません。

第5章 料金等

第16条（手続きに関する料金の支払い義務）

本サービスの契約者は、契約申込みをし、その承諾を受けた場合は k e s a k a - I D 登録料金の支払いを要します。

2 本サービス利用により発生するパケット通信料金等は契約者の負担となります。

第6章 保守・運用

第17条（サービス利用契約者の維持責任）

本サービス利用契約者は、FeliCa チップ対応リーダを含む、当社が提供するすべてのサービスにおいて、取扱説明書、利用マニュアル等に記載されている使用方法に適合するよう維持していただきます。

第7章 損害賠償

第18条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態（当該、サービス利用契約に係る電気通信設備によるすべてのサービスに著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同等程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にある事を当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続した限りにおいて、当該サービス利用契約者の損害を、本サービスの1つの k e s a k a - I D 発行料金相当を1日あたりの限度額として賠償します。

第19条（免責）

当社は、本サービスに係る設備その他電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあって、利用契約者に関する土地、建物その工作物等に、損害を与えた場合に、それが工事実施に伴い通常生じるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、火災や侵入などによる損害につき一切責任を負いません。

3 当社が設置設定した通信経路（インターネット等）において、違法な盗聴・不正なアクセス等が行われ、情報の一部または全部が漏洩し、そのために生じた損害につき、当

社は一切責任を負いません。

- 4 災害、火災、紛争、戦争など当社の管理範囲を超える事由につき本サービスを提供できなかった場合、そのために生じた損害について当社は一切責任を負いません。
- 5 本サービスを利用する携帯電話が使用不能もしくは、機能不全になり何らかの損害を被ったとしても、当社は、その責任を負いません。

第8章 雑則

第20条 (承諾の限界)

当社は契約者から工事その他の請求があった場合に、その履行が技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難なとき、又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあるなど当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合はその理由をその請求をした者に通知します。ただしこの約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第21条 (契約者及び利用者の義務)

契約者及び利用者は、次の事項を遵守しなければなりません。

端末設備 (FeliCa チップ対応リーダ、各種制御器、セキュリティサーバー等) を取外し、分解し、変更し、若しくは破壊し、又はその設備に線状その他の導体を連絡しないこと。

故意に FeliCa チップ対応リーダにおけるサムターン部分の解錠 / 施錠を繰り返したり、その他通常利用以外の使い方をしないこと。

端末設備に登録されている k e s a k a - I D その他の情報を通常の利用方法以外で読み出しし、登録・変更し又は消去しないこと。

当社が提供している端末設備を善良な管理者の注意をもって利用及び保管すること。故意に複数回の不完結リード (FeliCa チップ対応リーダ立上げボタンを押し、タイムアウトさせる行為) を繰り返し、通信のふくそうを生じさせる恐れがある行為を行わないこと。

契約者の権限により設定されたサービス設定や、合鍵発行については、如何なる場合も自己責任において管理し運用すること。又当社はこれに関して契約者及び利用者如何なる損害が及んでも一切の責任を負いませんので、取扱いには十分注意すること。

第22条 (約款の揭示)

当社は、この約款 (変更があった場合は変更後の約款) を当社のインターネットホームページ又は k e s a k a サービス取扱店において揭示することとします。

第23条（付則）

この約款は、平成18年1月20日から実施します。

この約款は、平成18年4月1日に変更しました。

この約款は、平成18年5月20日に変更しました。